

令和2年度の地方財政措置について(各府省への申入れ)の概要

趣旨

- 毎年度、概算要求基準の閣議了解時に、各府省に対し、地方財政措置について申入れ
(地方財政に影響を及ぼす施策・事務事業について適切な措置を要請)
- 申入れ項目・内容は、地方公共団体の意見も踏まえて選定

【参考】地方財政法(昭和三十二年法律第百九号)(抄)

(地方公共団体の負担を伴う法令案)

第二十一条 内閣総理大臣及び各省大臣は、その管理する事務で地方公共団体の負担を伴うものに関する法令案について、法律案及び政令案にあつては閣議を求め前、命令案にあつては公布の前、あらかじめ総務大臣の意見を求めなければならない。

2 (略)

(地方公共団体の負担を伴う経費の見積書)

第二十二条 内閣総理大臣及び各省大臣は、その所掌に属する歳入歳出及び国庫債務負担行為の見積のうち地方公共団体の負担を伴う事務に関する部分については、財政法(昭和三十二年法律第三十四号)第十七条第二項に規定する書類及び同法第三十五条第二項に規定する調書を財務大臣に送付する際、総務大臣の意見を求めなければならない。

2 (略)

令和2年度の各府省への申入れの主な内容

◎は新規項目

震災からの復旧・復興の推進関連

東日本大震災からの復興の推進	復興・創生期間後の基本方針を検討するに当たっては、復興・創生期間後も対応が必要な事業を確実に実施できるよう、被災した地方公共団体の意見を十分に踏まえること
熊本地震及び近年の自然災害からの復旧・復興の推進	復旧・復興に向けた事業が早期かつ円滑に推進されるよう、必要な財政措置を講じること

人づくり革命関連

幼児教育の無償化に係る財政措置等	幼児教育の無償化の円滑な実施が可能となるよう、所要の財源確保をはじめ必要な措置を講じること。特に、認可外保育施設の質の確保・向上等の諸課題の解決に当たっては、地方との協議内容を十分に踏まえること
高等教育の無償化に係る財政措置等	高等教育の無償化の円滑な実施が可能となるよう、所要の財源確保をはじめ必要な措置を講じること

社会保障制度改革関連

国民健康保険制度の安定的な運営の推進等	○制度を円滑に運営できるよう、財政支援を着実に実施するとともに、保険者努力支援制度等について、地方と十分に協議を行うこと ○決算補てんを目的とする法定外繰入金等の計画的な解消に向けた取組を促進すること ○普通調整交付金の見直しを検討するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえること
医療・介護サービスの提供体制改革等	医療・介護サービスの提供体制の改革に当たっては、地方の意見を十分に踏まえた上で、実効性のあるものとする。特に、地域医療構想の実現に向けて、適切な支援を行うこと
社会保障制度の更なる改革等	給付と負担の在り方を含めた社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策の取りまとめに向けた検討に当たっては、地方の意見を十分に踏まえること

令和2年度の各府省への申入れの主な内容

◎は新規項目

個別施策

◎ 児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化	児童虐待防止対策の総合的・抜本的な強化策の実施に当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、制度の運用改善を図るとともに、所要の国費を確保するなど、必要な財政措置を講じること
◎ 風しんに関する追加的対策の推進	風しんに関する追加的対策のうち、緊急風しん抗体検査等事業について、所要の国費を確保すること
◎ 外国人材の受入れ環境整備の推進	○特定技能外国人の大都市圏その他特定地域への集中防止策等についての必要な措置を講じること ○共生社会実現のための受入れ環境整備について、地方の意見を十分に踏まえつつ、所要の財源を確保すること
所有者不明土地等対策の推進	土地所有権の放棄を可能とする方策等を検討するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえること
◎ 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進	広域化等の推進や施設の老朽化対策に必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保すること
◎ 会計年度任用職員に係る財政措置	会計年度任用職員の給与を対象経費に含む国庫補助負担金等について、所要の財源を確実に確保すること

令和2年度の各府省への申入れの主な内容

◎は新規項目

[基本的項目]

- 地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減等
- 地方公共団体の自主的な行財政改革への協力及び財政負担増等を伴う施策の抑制等
- 国庫補助負担金の整理合理化等
- 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消
- 国庫支出金の性格に応じた改革の推進等
- 国と地方公共団体の財政負担の適正化

[その他]

- 待機児童の解消に係る財政措置
- 介護保険制度の安定的な運営の推進等
- 子ども・子育て支援に係る財政措置等
- 地方創生に係る財政措置等
- 消費税率引上げに伴う需要変動の平準化に係る措置
- 国土強靱化及び防災・減災対策の推進
- 公共施設等の適正管理の推進
- 直轄事業の見直し
- 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善
- 社会資本整備総合交付金制度の改善等
- PPP/PFIの推進
- 教職員定数の増加の抑制
- 国の施策に関連して設立された第三セクター等の経営健全化の取組への協力
- 林業公社の抜本的な経営対策等の推進
- 国民年金等事務取扱交付金事業に係る超過負担の解消